

# お 知 ら せ

## 平成30年4月1日から公民館は

○市外の方も予約申請できるようになります(5月1日以降の予約日)

○障害のある方が半数以上の団体は、使用料が2分の1になります

市では、我孫子市公民館条例と我孫子市公民館管理規則の一部を改正し、平成30年4月1日から、我孫子地区公民館（アビスタ）と湖北地区公民館について、市外の方（市内に在住、在勤、在学以外の方）も予約申請できるようになります。（4月1日から30日までは市外の方は随時受付のみとなります）

なお、館の有効活用と使用者負担の原則から、市民の方の利用との違いを、以下のとおりとします。

- 1 使用料は市内の方の2倍になります。
- 2 予約受付は使用日の属する月の1月前の月の初日から使用日までになります。
- 3 予約受付は各公民館の窓口のみになります。（インターネット受付はできません）

また、利用者の半数以上の方が、障害のある方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）で構成された団体は、使用料が2分の1になります。

市民の方の抽選予約及び予約方法については、今までと変わりません。

それに伴い、券売機の料金メニューも変更になりますので、あらかじめご了承ください。

生涯学習課公民館担当

TEL04-7182-0511